

新旧対照表

改正案	現 行
異状死死因究明支援事業実施要綱 <u>医政発 0331 第 18 号</u> (追加) <u>平成 22 年 3 月 31 日</u> <u>最終改正 医政発 0401 第 8 号</u> <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 1 ～ 3 (略) 4. 事業内容 (1) (略) (2) (略) (3) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会 <u>(以下「地方協議会」という。)</u> を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。 <u>(4) 地域における死因究明等に係る課題の解決等のため、地域の状況に応じて、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費の支援を行うものとする。</u> 5. その他 <u>(1) 都道府県は、地方協議会における死因究明等に関する施策の検討や推進、検証、評価のため、本事業の実施状況等（過年度の実施結果を含む。）を当該協議会に報告すること。</u> <u>(2) 本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。</u>	異状死死因究明支援事業実施要綱 1 ～ 3 (略) 4. 事業内容 (1) (略) (2) (略) (3) 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第三十条に基づき、地方公共団体が設置する死因究明等推進地方協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援を行うものとする。 <u>(追加)</u> 5. その他 <u>(追加)</u> 本事業の検証を行うため、事業実績報告の内容を踏まえ、必要に応じて実施主体を対象にヒアリングを行う。